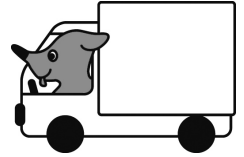


動産担保融資制度(ABL)のご案内

《 千葉県制度融資 》

設備投資を行う中小企業の方が新規導入する機械設備・車両等を担保として活用できます！

- 既存の設備や車両も、担保として活用できます。
- 不動産担保、信用保証協会の保証が不要です。
- 機械設備・車両等を担保として提供する場合の手数料に対する補助制度があります。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

1 概要

資 金 名	事業資金（動産担保融資枠）		
対 象 者	機械設備、車両等を購入する資金を必要とする 県内中小企業者（個人事業主を含む）の方 ^{（注1）}		
資 金 使 途	設備資金		
融 資 限 度 額	1 億円以内 （既存の事業資金（設備資金）とは別枠です）		
融 資 期 間	10 年以内（据置期間1 年以内）		
融 資 利 率	償還期間	3 年以下	年1. 3%～2. 3%
	//	3 年超5 年以下	年1. 5%～2. 5%
	//	5 年超7 年以下	年1. 7%～2. 7%
	//	7 年超	年1. 9%～2. 9%
保 証 人 等	法人代表者以外原則不要 ^{（注2）}		
担 保	機械設備・車両等 ^{（注3）} （新規購入及び既存の設備）		

注1：1 年以上の業歴が必要です。

注2：千葉県信用保証協会の保証は不要です。

注3：不動産担保は不要です。

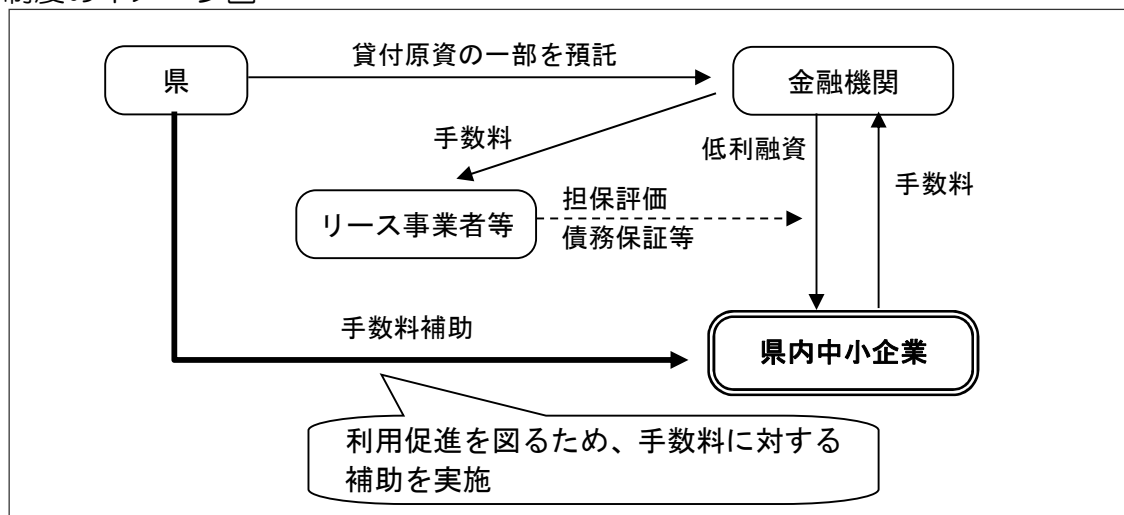
機械設備・車両等を担保として提供する場合、手数料が必要です。
別途手数料補助があります。（裏面参照）

2 手数料補助制度について

機械設備・車両等を担保とする際の手数料に対して、補助を行います。

補助対象	中小企業が負担する担保評価費用、担保の買取りや債務保証に係る費用などの手数料
補助限度額	補助対象となる手数料の総額（消費税を含む）から、 $\text{融資額} \times 1.15\% \times \text{融資期間（年）} \times 0.55$ を控除した額 ※ただし、融資額の4%を上限
申込窓口	取扱金融機関
その他	融資実行時に負担した手数料が対象となります （融資実行後に発生した手数料は対象外）

制度のイメージ図



- ・ 県は、金融機関に貸付原資の一部を無利子で預託し、融資利率の低減を図ります。
- ・ 各金融機関は、融資に係る審査を行います。
- ・ リース事業者等は、債務保証等に係る審査を行います。

3 融資の申込先

以下の取扱金融機関で申込受付をしています。

- | | |
|---------|--|
| （銀 行） | 千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター・徳島大正・みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな・三井住友信託 |
| （信用金庫） | 千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北・埼玉縣 |
| （信用組合） | 房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀 |
| （そ の 他） | 商工組合中央金庫・東日本信用漁業協同組合連合会 |

- ・ お申込みの際は、「県制度融資の事業資金（動産担保融資枠）」とお伝えください。

○県制度融資についてのお問い合わせ先

千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室

TEL 043（223）2707